

## EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決

2010 年 12 月 11 日

JETRO テクニカルセンター

欧州特許庁（EPO）の拡大審判部は、12月9日、植物の全体の遺伝子の交配と、それに続く植物の選別を含む、植物の製造の方法に対して特許性を認めないとする審決（G2/07 および G1/08）を公表した。

本審決は、欧州特許条約（EPC）第53条(b)において特許性の例外として規定されている「植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法」との文言の解釈に関し、「ブロッコリ事件」（T83/05）および「トマト事件」（T1242/06）の2件について、それぞれ2007年5月22日と2008年4月4日に技術審判部から付託されていた質問に対して、EPCの枠組みにおける法的解釈の最終決定機関である拡大審判部が審理を統合した上で回答したものの。

本審決において、拡大審判部は、植物の全体の遺伝子の交配やそれに続く植物の選別の段階の実施を可能にしたり補助したりするのに役立つ技術的な段階を単に包含するというだけでは、特許性の例外規定を乗り越えることはできないとし、遺伝子マーカーのような技術的な装置や手段自体については特許性を有するかもしれないが、それを用いることによって本質的に生物学的な方法が特許性を有することにはならないとした。

そして、最終的に、拡大審判部は、遺伝子工学を用いて遺伝子の特徴を挿入したり改変したりすることによって植物を製造する方法は、全体の遺伝子の交配に依存するものではないため特許性を有する可能性があるものの、交配と選別の段階の前後に技術的な段階を追加することによって本件のような方法が特許性を有するものではないから、本件のような交配と選別の段階はクレームに存在すべきではないとの判断を下した。

拡大審判部へ付託された質問とそれに対する回答は以下のとおり。

< 拡大審判部へ付託された質問 >

【ブロッコリ事件：G2/07】

1. 植物の交配と選別の段階を含む植物の生産の非微生物学的方法は、交配と選別の更なる段階として、または、交配と選別の段階のいずれかの一部として、技術的性質の追加的な特徴を包含するという理由のみによって、EPC 第53条(b)の例外規定を回避するか？

2. 質問1の回答が否定的である場合、EPC 第53条(b)によって特許の保護から除外される非微生物学的方法の生産の方法を、除外されない方法から区別するための関連する基準は何か？特に、クレームされた発明の本質がどこにあるのか、および/または、技術的性

質の追加的特徴がクレームされた発明に対して些末なレベルを超えて何らかの貢献をするかどうか、関係するか？

【トマト事件：G1/08】

1. 植物を交配および選別する段階が、人間の介入なく自然界で起こり得る現象を反映し対応している場合にのみ、植物を交配および選別する段階を含む植物の製造の非微生物学的方法が EPC 第 53 条(b)の例外規定に該当するか？

2. 質問 1 の回答が否定的である場合、植物の交配と選別の段階を含む植物の生産の非微生物学的方法は、交配と選別の段階のいずれかの一部として、技術的性質の追加的な特徴を包含するという理由のみによって、EPC 第 53 条(b)の例外規定を回避するか？

3. 質問 2 の回答が否定的である場合、EPC 第 53 条(b)によって特許の保護から除外される非微生物学的な植物の生産の方法を、除外されない方法から区別するための関連する基準は何か？特に、クレームされた発明の本質がどこにあるのか、および／または、技術的性質の追加的特徴がクレームされた発明に対して些末なレベルを超えて何らかの貢献をするかどうか、関係するか？

<拡大審判部の回答>

1. 植物の全体の遺伝子を交配させる段階とそれに続く選別の段階を含む、または、のみからなる植物の生産の非微生物学的方法は、原則として、EPC 第 53 条(b)の意味における「本質的に生物学的」であるとして特許性から除外される。

2. そのような方法は、交配と選別の更なる段階として、または、交配と選別の段階のいずれかの一部として、植物の全体の遺伝子の交配やそれに続く植物の選別の段階の実施を可能にしたり補助したりするのに役立つ技術的性質の段階を単に包含するというだけでは、EPC 第 53 条(b)の例外規定を回避しない。

3. しかしながら、そのような方法が、特徴の導入または改変が交配のために選択された植物の遺伝子の混合の結果ではないように、それ自体で遺伝子の中へ特徴を導入するか生産された植物の遺伝子の中の特徴を改変する技術的性質の追加的段階を交配と選別の段階の中に含む場合、その方法は EPC 第 53 条(b)の特許性から除外されない。

4. そのような方法が EPC 第 53 条(b)の意味における「本質的に生物学的」であるとして特許性から除外されるかどうかを審査するという文脈において、技術的性質の段階が新規または公知の手段であるか、技術的性質の段階が公知の方法の些末な変更か根本的な変更か、技術的性質の段階が自然界で起こるまたは起こり得るか、または、発明の本質が技術的性質の段階にあるか、ということとは関係ない。

<参考>

EPC53 条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

(a) その商業的利用が公の秩序または善良の風俗に反する虞のある発明。ただし、その利用が、一部または全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序または善良の風俗に反しているとはみなされない。

(b) 植物及び動物の品種または植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法または微生物学的方法による生産物については、適用しない。

(c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法及び人体または動物の体の診断方法

この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[No European patents for essentially biological breeding processes](#)

— 審決文 (G2/07 および G1/08) は、以下参照 —

[DECISION of the Enlarged Board of Appeal of 9 December \(PDF\)](#)

(以上)